

はじめに

先日、スコットランドで、イギリスからの分離独立を問う住民投票が行われました。結果はともあれ、民族の独立という大きな課題について、住民の意思により最終的な決定をするという合意のもと、賛成、反対の議論が自由に行われ360万人あまりの人が投票に参加しました。そこには、民主主義の原理が確実に息づいていることを強く感じました。

ひるがえって日本を見ると、中央から地方まで民意というものがあまりにも軽く、この国の民主主義はまだ未成熟であることを実感させられました。

政治の拠って立つべき重要な原則は、民主主義と法治主義だと思います。

これまで、一般質問を通じて、私は、県政の様々な課題について、この二つの原則が守られているかどうか、私なりに県の考え方をお聞きし、県民の前に明らかにする努力を一貫して行ってきたつもりです。

今回も、この二つの観点を中心に、最近の県政の執行について質してまいりたいと思いますので、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

1. まず、災害対策についてお尋ねいたします。

昨年7月の県北部集中豪雨に続き、今年も8月6日早朝、県東部、特に岩国・和木地区では時間雨量100ミリ以上というこれまでに経験したことのないような雨が降り、岩国市新港、多田、川西、和木町瀬田地区などでは大きな被害が出てしまいました。また、お隣の広島県では、8月20日の未明、死者70名以上という土石流災害が起きました。

本県では、昨年山口市・萩市・阿武町を襲った災害の復旧が完了していない状況の中、特に土木・農林関係の職員の皆さんは大変なご苦労だと思います。

災害の起こった8月6日の早朝から、県より逐一被害の経緯や状況が私のところへもファックスなどで詳しく入ってまいりました。交通機関への影響などの情報により、問い合わせがあったものにも迅速に対応することができましたし、不通区間の付近に住んでいる知人などにも情報提供をすることができました。さらに、土砂の流入した家屋や道路などでは、災害直後から県内だけでなく県外からもたくさんのボランティアや地元の中学生などが駆けつけ、暑さの中、一生懸命作業をしている方々の姿が印象的でした。知事が視察にいらした日も、私は土砂崩れ現場でボランティアをしていたと記憶しておりますが、県の職員のみなさんが一輪車を押し、スコップを持って頑張っておられた場面にもたびたび遭遇し、住民の方から私にまでお礼を言っていただきました。

この度の岩国・和木地区の被害の特徴は、大きな川の上流部では雨量が少なかったため、錦川や小瀬川など大きな河川の氾濫はなく、沿岸部に集中して雨が降り、山を背にした市街地の谷がことごとくと言っていいほど崩れてしまったことです。谷の出口に建つ住宅で

は、土石流が家を直撃し無残な傷跡を残し、残念ながら数名の犠牲者も出てしまいました。災害から1か月半が経過した今でも、岩国・和木地区の各所では、ブルーシートがかけられたままの傾斜地や家屋がたくさん見受けられます。地元では、不安といら立ちが募ってきております。

そこで、今回の災害への県の対応状況と今後の復旧、防災対策についてお伺いいたします。

私が住民の方から最初のSOSの一報を受けましたのは、未明の4時42分でしたが、地元岩国市で対策本部が設けられましたのは、午前7時20分でした。被災者の方からは、避難指示が出たので外を見ると、周囲は全て土砂で埋まりどこへも逃げられなかったとか、防災無線が全く機能していなかったなどの苦情をたくさんいただきました。避難勧告・避難指示などを“空振り”を恐れず早めに出すことができるような体制づくりも大事だと思います。当日の災害発生前後において、県としてどのような対応をとられたのかお尋ねいたします。

また、避難場所についてですが、例えば県が指定管理者制度を導入している“シンフォニア岩国”の建物が、避難場所として利用できないとの連絡を受けました。県内で指定管理者が管理している建物については、避難場所として利用することはできないのでしょうか。今回の災害で、これまで避難できた岩国運動公園に避難しようとした住民の方が、“ここは避難場所ではありませんから、他へ行ってください”と言われたとの苦情も出ています。指定管理施設への避難については、県民としてどのように認識すればよいのでしょうか。お伺いいたします。

この度、7月30日から8月25日までの暴風雨、豪雨による災害で、岩国、広島を含む地域について、国が激甚災害指定をしました。これを受けて岩国・和木地区での災害査定開始時期、復旧工事開始予定とその終了予定、さらに地元への説明などの計画について、また県は相談窓口を設けられましたが、その内容やそれらの相談に対する対処など、現時点で分かる範囲で結構ですからお答えください。

また今回、多くの住宅が浸水被害を受けた和木町瀬田地区では、放置された竹林がまるで表層雪崩のように川に滑り落ち、せき止められた川の水が住宅地をのみ込みました。その現場に行ってみてまず感じたことは、県内全域に繁茂している竹の伐採対策を急がなければ、今後も同じような大災害が各地で起こりかねいということです。県民から森林税を徴収し、それが主に竹林伐採に使われたと記憶していますが、これまでの実績と今後の伐採、整備規模、予定などを教えて下さい。

2. 次に、政務活動費の適正化について執行部にお聞きいたします。

兵庫県の県議会議員が、城崎温泉や東京などへ何百回も出張したことや、大量の切手購入などを追求されて号泣する姿がテレビで繰り返し放映され、政務活動費の存在、その使われ方について、国民の関心が大いに高まりました。

その後も、全国で不正使用の例が連日マスコミを賑わせております。つい先日は、記者の追求から逃れるために逃走する議員も現れました。

山口県でも、過去に様々な事例があり、住民監査請求や県民による告発まで行われたこともあったと聞いています。

この事件を受けて、兵庫県議会では改善策が検討され、支給額の10%削減、前払いをやめ事後の清算払いへの移行、適正使用のチェックを行う第三者機関の設置などが決められたようです。同じ県議としてこの事件は残念なことではありましたが、ある意味ではあの号泣議員のおかげで、これまで一般にはあまり知られていなかった政務活動費の使われ方に国民的な注目が集まり、その結果、制度の見直しが行われれば、幸いであると考えます。

政務活動費の支給については、議会の権限とされており、この一般質問で取り上げることが現実には難しい状況にあります。そのことが、県民の目が届きにくく、チェック機能が働かない一つの原因になっているように思われます。

そこで、制度の実態に関する理解を深め、その望ましいあり方を考えてみたいと思います。

政務活動費に関しては議会の権限とされているようですが、もう少し行政が関与すべきではないかという観点からお聞きいたします。県民の税金を預かる知事として、ぜひ、率直なお考えをお聞かせ下さい。

① 「政務活動費の交付に関する条例」第4条には、知事が政務活動費の交付を決定するとされ、さらに第5条に基づき、議員の請求により知事が政務活動費を交付するとされています。つまり、この条例の執行である政務活動費の支給も行政の役割の一つだと考えられますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

また、予算編成権は知事にあるとされていますが、政務活動費に関する予算編成も知事の権限と考えていいのでしょうか。

現実の支給事務は議会事務局が担当していますが、それも、知事の行政執行権の一部に属するとすれば、行政のどこかの部局で管理監督をする必要があると思いますが、そうしたチェックは行われているのでしょうか。

② 次に、条例第6条に使い方の基準が規定され、その詳細は、「政務活動費マニュアル」に定められています。このマニュアルも議会で作成されたものと承知していますが、政務活動費の支給が行政事務であるとすれば、最終的には知事の責任において作成されるべきものだと思いますが、いかがでしょうか

3. 次に、基地問題について質問いたします。

① **基本姿勢について**

先日、知事は、機能強化に向けて急ピッチで整備が行われている岩国基地と、米軍住宅の建設が予定されている愛宕山などを視察されたと聞いております。

まず、実際にご覧になってどのような印象をお持ちになりましたでしょうか、お聞かせ下さい。

それに先立って訪問した菅官房長官は、「岩国基地は、極東で有数の基地になる・・・」と発言されました。KC-130 空中給油機 15機に続いて空母艦載機 59機の移駐、さらにF-35ステルス戦闘機の配備なども予定され、加えて、オスプレイの中継基地としての役割もあれば、航空機数はゆうに120機を超え、極東一の航空機基地になります。官房長官もそのことを十分に理解されての発言だと思えます。県民、市民の負担増加は誰の目にも明らかですけれども、知事は、この点について、どのような認識をお持ちでしょうか。

最近の知事の対応を見ておりますと、安全安心と言いつつどうもそれは形式的なもので、地域振興策、お金が欲しいという思いばかりが目につくように思います。初めから条件闘争しては、県民の安全安心を守ることはできません。本来両者は別次元の話だと思えますが、知事のお考えをお聞かせ下さい。

② 愛宕山米軍住宅建設工事について

次に、愛宕山の米軍住宅建設工事に関する開発協議について質問いたします。

この問題については、前回の一般質問と土木建築委員会でも取り上げましたが、残念ながら、納得のいく答弁がいただけませんでした。そこで、改めて、論点を整理してみたいと思います。

県の説明によれば、今回のように観覧席を設ける野球場は、法令により、特定工作物ではなく建築物に該当し開発協議は不要とされておりますが、一方で、政令には「特定工作物」として「野球場」が明記されており、観覧席のあるものが除かれてはおりません。そのダブリについて土木建築委員会で説明を求めたところ、「法令上に明確な規定はないが、行政例規、その他から県が建築物と判断している」との答弁でした。解釈も当然法律に基づいて行われるはずですが、法令上の根拠はないという説明で本当によろしいのでしょうか。再度確認いたします。

もう一点、これも土木建築委員会での答弁を踏まえて改めて確認させていただきます。

政令により、「国が直接その事務又は事業の用に供する建築物」については開発許可が不要とされています。米軍住宅がここにいう公益上必要な建築物に該当するという県の見解には大いに疑問がありますが、仮にそうだとしても、政令により「宿舎」は例外的に開発許可が必要とされており、米軍住宅はこの宿舎に当たるのではないかと質したところ、国の通知により、米軍人のための住宅は、「職務上常駐を必要とする職員のための宿舎、又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のための宿舎」に該当するので、開発許可は不要であるとの見解であったように記憶していますが、それでよろしいでしょうか。

4. 最後に上関埋め立て免許の延長申請について質問いたします。

公有水面埋立法では、知事は正当な理由があれば埋立免許期間の延長を許可することができるかとされています。ここで言う正当な理由とは、3年間に完了できず工事が遅れた場合などであり、解説書などでは、例えば会社側の経済的理由や自然災害などがこれに該当するとされています。

県は、国のエネルギー政策上の位置づけに関する補足説明を求め、審査を継続しているとしていますが、これは、上関原発の必要性に関わる重大事項であり、工事が遅れた理由とは何の関係もありません。従って、2年間にもわたって延長申請に対する判断を先送りすることは、公有水面埋立法の趣旨に大きく反する違法行為であると言わざるを得ません。

どうも、免許期間の延長の是非に問題が矮小化され、この本質が見失われているように思いますので、少し整理してみたいと思います。

- ① 土木建築委員会で、あの3月11日の震災以後、上関原発の埋立工事が中断された経緯について説明を求めたところ、「知事の要請を受けて、工事が中断された」とのことでしたが、それが事実とすれば、大変興味深いものです。会社の何らかの都合により工事が遅れたのではなく、埋立免許権者たる知事の要請によりストップしたのであれば、その後の延長申請にかかる法律問題を考える上で、重要なポイントになるかもしれません。

そこで、お聞きいたします。いつ、知事の要請は行われたのでしょうか、その内容はどのようなものであったのか、具体的にお答え下さい。

また、その要請の法的根拠があれば、教えて下さい。

- ② 福島原発事故を受けて、安全基準などが大幅に見直され、原子力規制委員会のあり方も大きく変わりました。既存の原発の再稼働についても、まず原子力規制委員会の審査、さらに周辺自治体の同意などが必要とされております。

当然に、上関原発についても、その建設が動き出すまでには、こうした手続きが必要なことは言うまでもありません。

そこで、上関原発に関する安全審査の状況などについて、お聞きいたします。

まず、原子炉設置許可申請はいつ行われたのでしょうか。福島原発事故を受けてその審査はストップしていると思われませんが、現在の審査状況はどうなっているのか、原子炉の位置なども含めて、新しい規制基準に適合するための設計変更などはなされているのでしょうか。お尋ねいたします。

以上